

車両乗入れ施設の設置及び防護柵の一部撤去に関する基準

稲城市 都市建設部 管理課

平成24年11月

## 目 次

1. 総則
  - (1)目的
  - (2)適用範囲
  - (3)運用上の注意
2. 車両乗入れ施設が設置できない場所
3. 車両乗入れ施設の設置場所
  - (1)同一収容施設に複数設置する場合
  - (2)乗り入れ施設近接設置の場合
  - (3)街角曲線及び街角剪除部分に設置する場合
4. 車両乗入れ幅の基準
5. 車両乗入れ施設の構造
  - (1)車両乗入れ部の構造
  - (2)インターロッキングブロック舗装の構造
  - (3)L型等がある場合
    - (ア)鉄筋コンクリートL型の場合
    - (イ)U型溝の場合
6. 車両乗入れ施設の設置に伴う付属物の設置
  - (1)塀、柵等の設置
  - (2)防護柵
7. 特殊な車両乗入れ施設
  - (1)給油取扱所に設置する場合
  - (2)斜め乗入れの場合
  - (3)歩道切開きによる場合
8. 防護柵の一部撤去
  - (1)撤去できる場所
  - (2)撤去できる規模
  - (3)開口部の構造等

## 1. 総則

### (1)目的

自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車）が車道から歩道又は側溝のある場所を横断して、車庫、駐車場等の自動車収容施設（以下「収容施設」という。）に乗入れるための諸施設（以下「車両乗入れ施設」という。）を設置する場合及び沿道の店舗、事務所等が商品の積出し等のために障害となる既設の防護柵の一部を撤去する場合の基準を定めることによって、沿道住民の利便と良好な道路環境との調整を図ることを目的とする。

### (2)適用範囲

本基準は、稲城市長が管理する稲城市道について適用する。

### (3)運用上の注意

本基準の運用に当たっては、歩行者の安全について最大限に配慮するとともに、車両通行に与える影響が大きいことから、所轄警察署と十分に連絡をとらなければならない。

特に防護柵の一部撤去については、運用の仕方によってその設置の意義を失う恐れもあるので、承認にあたっては厳格に処理することとする。

なお、本基準は主なものの掲載に留めており、不明確な項目については、（財団法人）東京都弘済会発行の道路工事設計基準（以下、「道路工事設計基準」という。）を準用すること。

## 2. 車両乗入れ施設が設置できない場所

車両乗入れ施設は、原則として次に掲げる場所以外に設けるものとする。ただし、沿道状況、利用状況等を勘案し、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、2)から4)、6)及び8)は適用しないことができる。

- 1) 横断歩道及びその前後 5 m 以内の部分。
- 2) トンネル、洞門等の前後 50m 以内の部分。
- 3) バス停留所、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後 10m 以内の部分。
- 4) 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。
- 5) 交差点（総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から前後 5 m 以内の部分。
- 6) バス停車帯の部分。
- 7) 橋の部分。
- 8) 横断防止柵、ガードレール及び駒止め（車止め）が設置されている部分。
- 9) 道路照明灯、交通信号機等の移転が必要となる箇所。ただし、管理者が移転を認めた場合を除く。
- 10) 街きょ柵等集水柵がある部分。ただし、柵の補強又は移設が可能な場合は除く。

## 3. 車両乗入れ施設の設置

申請地の敷地の状況等から(1)又は(2)の基準を適用することが適当でないと判断される場合には、別途個別に検討し、処理できるものとする。

(1)同一収容施設に複数設置する場合

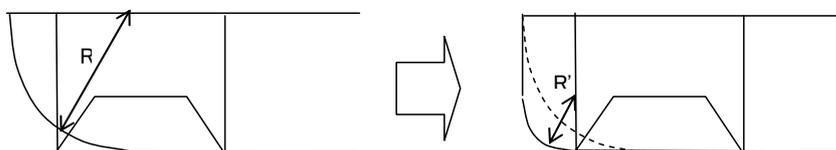
同一収容施設に車両乗入れ施設を設置できる数は2箇所までとし、その施設間の距離は6.5m以上とする。  
 なお、6.5m以上の離隔が確保できない場合は、1箇所とする。

(2)車両乗入れ施設近接設置の場合

車両乗入れ施設を近接して設置する場合の施設間の距離は3.5m以上とする。  
 ただし、接道延長が短く3.5m以上確保できない場合は、協議することができる。

(3)街角曲線及び街角剪除部分に設置する場合

街角曲線及び街角剪除部分には、車両乗入れ施設を設置させない。ただし、街角剪除部分の曲線半径を変更できる場合は、交通流に支障を及ぼさない限り設置できる。



R'については、当該支道の交通流により決定する。

注意：車両乗入れ施設を設置する際は、車両乗入れ施設から車両乗入れ施設以外の歩道への車両の進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じ駒止め（車止め）等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとする。

#### 4. 車両乗入れ幅の基準

区 分	乗入れ幅
■軽自動車を収容する施設	3.0m
■小型自動車（4, 5, 6ナンバー及び8ナンバーの一部）及び普通自動車（3ナンバーの一部）を収容する施設	4.2m
■上記車両を収容する施設で前面道路が狭い場合	5.4m
上記車両2台を並列で収容する施設（※3台以上は認めない）	
店舗等不特定多数の方が利用する施設で入口と出口を別に設ける場合	
集合住宅の駐車場入口	7.2m
■普通自動車（1, 2ナンバー及び3, 8ナンバーの一部）を収容する施設	
店舗等不特定多数の方が利用する施設で出入口を設ける場合	
自動車専用駐車場	

※■印は、標準構造

※表以外の車両乗入れは、原則認めないが、車道幅員と自動車の最小回転半径の軌跡等設置の必要性を実証できる資料があれば、必要最小限の切下げ延長で設置することを認める。ただし、車両乗入れ幅は10.0m以内とする。

この場合、乗入れ車両によって、埋設物等の防護及び舗装構造について特別な条件を付すものとする。  
 ※協議により、店舗、工場、給油取扱所等においては、利用形態を考慮して1箇所あたり最大10.0mまで  
 広くすることができる。

※歩道がない（L型溝のみ）場合も同様とする。

#### 車両乗入れ施設設置の注意事項

- (ア) 7.2m以上の車両乗入れ施設を整備する場合は、長尺物（1m）の製品を使用するなど耐久性を考慮すること。
- (イ) 自費工事等で新たな車両乗入れ施設を設置し、不要となった車両乗入れ施設がある場合は、一般部に戻すこと。

## 5. 車両乗入れ施設の構造

車両乗入れ部の舗装は、原則として施工条件が特に制約を受けない箇所については、セメントコンクリート舗装とする。

ただし、商店街等で車両の出入り及び歩行者が多く、短時間で供用しなければ通行に支障をきたす箇所などは、アスファルトコンクリート舗装にできる。

また、美観上、連続性が要求されるような場所には、前後の一般部と同一な表層素材を使用した舗装とすること。

### (1) 車両乗入れ部の構造

#### 車両乗入れ部舗装の標準構造

種別	車両乗入れ幅	セメントコンクリート舗装			アスファルトコンクリート舗装			
		セメントコンクリート(212B)	再生粒度調整碎石(RM-40)	舗装厚	細粒度アスファルト混合物	再生粗粒度アスファルト混合物	再生粒度調整碎石(RM-40)	舗装厚
A型	3.0m	15cm	15cm	30cm	5cm	—	30cm	35cm
B型	4.2m							
C型	5.4m							
D型	7.2m	20cm	20cm	40cm	5cm	10cm	35cm	50cm
E型	10.0mまで	20cm	20cm	40cm	5cm	10cm	35cm	50cm

※境石は、乗入用基礎に変更すること。

※舗装構造をA、B又はC型にすべき場合であっても、特に車の出入の多い箇所については、原則としてD型の舗装構造とする。

※工事用の場合は、D型の舗装構造とすること。

※その他詳細について、道路工事設計基準(1-21)によるものとする。

### (2) インターロッキングブロック舗装の構造

現況舗装がインターロッキングブロックの場合で、車両乗入れ施設を設置する場合は、下記の構造とする。

ただし、マウンドアップしている歩道などで、ブロックの破損が想定されるなどの場合は、セメントコンクリート舗装にすることができる。

インターロッキングブロック舗装の標準構造

インターロッキング ブロック	モルタル (1 : 3)	セメント コンクリート (BB182B)	再生粒度 調整碎石 (RM-40)	舗装厚
8cm	3cm	10cm	15cm	36cm

### (3) L型等がある場合

#### (ア) 鉄筋コンクリートL型の場合

種別	車両 乗入れ幅	セメント コンクリート (BB182B)	再生粒度 調整碎石 (RC-40)
A型	3.0m	10cm	10cm
B型	4.2m	20cm	20cm
C型	5.4m	20cm	20cm
D型	7.2m	20cm	20cm
E型	10.0m まで	20cm	20cm

#### (イ) U型溝の場合

車両乗入れ部の利用状況により、基礎の補強又は、ボックスカルバート及び組み合わせ暗渠ブロック等の使用について検討すること。

## 6. 車両乗入れ施設の設置に伴う付属物の設置

### (1) 塀、柵等の設置

車両乗入れ施設以外から、自動車が出入りすることが予想される場合、又は民地側に自動車を駐車したときに自動車の道路へのはみだしが予想される場合には、公私境界の民地側に塀、柵等を設置させるものとする。

ただし、給油取扱所の場合には、車止めによることができる。

### (2) 防護柵

車両乗入れ施設の両端(歩車道境界側)に防護柵をそれぞれ支間1m以上設置させるものとする。ただし、既に防護柵等が設置されている場合又は設置できない場合はこの限りではない。

## 7. 特殊な車両乗入れ施設

### (1) 給油取扱所に設置する場合

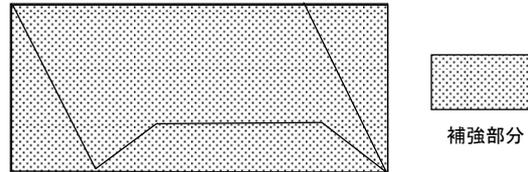
車両乗入れ施設を2箇所設置する場合には、次によることができる。

- ① 車両乗り入れ施設を2箇所設置する場合の施設間の距離は原則として3.5m以上とする。
- ② 車両乗入れ施設を2箇所設置できない場合の車両乗入れ幅は、原則として10m以内とする。

## (2) 斜め乗入れの場合

車両乗入れ施設は、歩車道境界線に対して直角であることを原則とするが、移設困難な支障物件等がある場合は、60度まで斜めに設けることができる。

なお、歩道舗装の補強は、歩車道境界線に対し両最端部より直角線内とする。



## (3) 歩道切開きによる場合

(ア) 歩道切開きによる車両乗入れ施設が設置できる収容施設

歩道切開きによる車両乗入れ施設が設置できる収容施設は、次の場合に限る。

ただし、歩道切開き部分は車道として扱われるので、その必要性については、厳格に判断するものとする。

(a) 官公庁で設けるもの

(b) 地下駐車場

(c) バス及びトラックターミナル

(d) 当該道路の交通量の4分の1以上が出入りできると想定される場合

(e) 1日720台以上の自動車が入り出ることが想定される施設

## 8. 防護柵の一部撤去

### (1) 撤去できる場所

防護柵の一部撤去については、次の各号に掲げる要件を全て満たす場所に限り承認することとする。

① 道路交通法第44条の規定により、車両が停車及び駐車を禁止されている場所以外の場所であること。

② 商品の積み下ろし等のため、防護柵の一部撤去の必要性が高い場所であること。

③ 原則として、車両乗入れ施設が設置されていない商店、事務所等であること。

なお、車両乗入れ施設が設置されている商店、事務所等であっても、その車両乗入れ施設から10m以上離れている場所については、車両乗入れ施設が設置されていないものとして取り扱うものとする。

④ 防護柵が開口されている場所から5m以上離れている場所であること。

⑤ 道路の構造又は、交通に支障となる恐れのない場所であること。

### (2) 撤去できる規模

① 原則として、1商店又は1事務所につき1箇所とする。

② 撤去できる長さは、原則として0.5m以下とする。ただし、営業の種類、規模から判断し、やむを得ないと思われる場合は、最大1mまで撤去を認めることができる。

### (3)開口部の構造等

①植樹帯の存在する場合は、原則として、その部分を避けて認めることとする。

ただし、周囲の状況から、その部分に認めることがやむを得ない場合には、適切な処置をさせ認めるものとする。

②将来、隣接の商店、事務所等から同様の申請が予想される場合には、隣接者と調整させるなどして、可能な限り撤去箇所を増やさないうち処理するものとする。

③撤去後の開口部は、その防護柵の末端支柱と同様な構造とする。